

平成28年
4月から

～差別をなくしみんなが住みよい社会に～

障害者差別解消法が施行されました

この法律（正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）は、障がいや理由とした差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現を目指し、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。

不当な差別的取扱いの禁止

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするようなことをしてはいけません。

例 障がいを理由として、窓口対応を拒否する、対応の順序を後回しにする、説明会やシンポジウムなどへの出席を拒むなど、不当な差別的取扱いをしてはいけません。



合理的配慮の提供

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明（※）があった場合は、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。

例 ▷筆談や読み上げなど、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段で対応すること
▷分かりやすい表現で説明すること
▷車いすの人が乗り物に乗り降りするときに手助けをすること



※知的障害などにより、本人の意思表示が困難な場合は、その家族や介助者などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

障害者差別解消法のポイント

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関や地方公共団体（市役所など）	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されました	法的義務 合理的配慮を行わなければなりません
民間事業者（お店や会社など）		努力義務 合理的配慮を行うよう努めなければなりません

職員の対応要領を策定（亀山市の対応）

市では、障害者差別解消法の施行に伴い、職員の対応要領を策定しました。この対応要領は、相談体制や不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供について具体例を示し、職員が適切に対応できるよう必要な事項を定めています。

亀山市においても、障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現を目指して、全市を挙げて取り組んでいきます。

※障害を理由とする差別に関する相談窓口は、企画総務部人事情報室、健康福祉部地域福祉室（あいあい）になります。



問合せ先

企画総務部人事情報室（☎84-5031）
健康福祉部地域福祉室（☎84-3313）